

国への要望活動状況について

国への要望について①

令和6年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請（2025年7月） [抜粋]

○外国人材の受入れ・多文化共生社会づくりについて

（内閣官房・法務省・文部科学省、厚生労働省）

<外国人を対象とした日本語教育等の充実>

- (5) 日本語教育機関の認定制度及び国家資格の整備にあたっては、生活支援等の役割も担う地域日本語教室の活動など、地域における日本語教育の実状に十分配慮すること。また、地方自治体が推進する地域日本語教育の体制づくりについて、十分な財政措置を講ずるとともに、地域日本語教室が行う教科教育も補助対象とするなど、支援策の拡充を図ること。
- (6) 日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援の実施や、現職の教員だけでなく教員養成の段階から日本語指導に関する知識等を習得できる仕組みを構築すること。
- (7) 学習支援、生活適応支援の充実のため、国が責任を持って、母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実、当該人材に係る登録制度の構築を図るとともに、プレスクール及び日本語初期指導教室の運営等に対する補助事業について、地方自治体の負担とならないよう、必要な財源を確保すること。また、高等学校等における特別の教育課程を編成して行う日本語指導を1年次に十分行えるよう、必修教科・科目に替えて実施できるようにするなど、より弾力的な運用を可能とすること。

国への要望について②

■ 「多文化共生推進協議会」の提言（2025年8月26日に提言） [抜粋]

2 多文化共生施策の推進について

(1) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

① 「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、政府が定めた「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、国の責任において日本語教育を必要とする入国前も含む全ての外国人に対し、日本語教育が体系的になされるよう、国が統一的なプログラムを示すこと。

また、国が求めるB1レベルは、地域で生活する外国人が必要とするレベルと乖離しているため、B1レベルについては国が専門機関等において教育を受けられる体制を整備すること。さらに、「日本語教育実態調査」のフィードバックについて、簡易な手続きでできるようにすること。【文部科学省】

② 教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）について、地方財政が逼迫する中、地域日本語教育の体制を維持・拡充するため、地方自治体の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、国庫補助率の引き上げなど、永続的に実施可能な事業とすること。また、子ども向け地域日本語教室の実情を踏まえ、教科学習支援を行う地域日本語教室も補助対象とすること。さらに、地方自治体の事業の執行に影響が出ないよう、採択通知日を早めること。併せて、審査基準を明確にするとともに、審査結果の点数の内訳や内定額の算定方法の詳細等を明らかにすること。【総務省、文部科学省】

③ 「やさしい日本語」の普及啓発に関し、啓発イベントや研修事業の実施など地方自治体の取組に対する財政支援を行うこと。【出入国在留管理庁、文部科学省】

■ 国への要望について②

■ 「多文化共生推進協議会」の提言（2025年8月26日に提言） [抜粋]

(4) 外国人の子供に係る対策

- ① 公立小中学校等における日本語指導の実効性を確保するため、義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について、着実な実施及び現状の加配定数の維持を図るとともに、日本語適応指導のための適応指導員や、外国人児童生徒等のための相談員の配置、教材等の公的手当、教員の日本語指導方法等の研修等外国人児童生徒等に対する公立小中学校等での教育環境の充実を図ること。【文部科学省】
- ② 中学校卒業資格を持たない義務教育年齢を超える外国人の子ども等が、高等学校の入学資格を取得しやすくするため、効率面だけにとらわれるのではなく、「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」を1年間に複数回実施すること。【文部科学省】

国への要望について②

■ 「多文化共生推進協議会」の提言（2025年8月26日に提言） [抜粋]

③ 外国人の子ども等の就学状況について、国において全国的な不就学の子どもに対する詳細調査を今後
も継続的に実施するとともに、全ての外国人の子ども等の就学機会が確保されるための取組について、
必要な財源措置を行うこと。

また、スクールソーシャルワーカーや福祉機関等との連携を積極的に推進し、公立小中学校、外国人学
校等のいずれかの教育機関等で教育が受けられ、外国人学校等においても健康管理にも配慮される仕組
みを作ること。

さらに、外国人の子ども等が早期から学校生活に適応できるよう、就学前の子どもを対象とした拠点校
方式のプレスクールや、子どもの在籍校への支援員派遣など、それぞれの地域が実情に応じて初期適応
指導の場や機会を設定できる仕組みを作るとともに、必要な財源措置を行うこと。【総務省、出入国在
留管理庁、文部科学省】

④ 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業の「Ⅰ帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事
業」の直接の補助対象に全ての市区町村を含めること。

また、「Ⅱ外国人の子供の就学促進事業」について、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若
しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る学校外での指導のため、補助対象経費の拡大や国庫補助率の
引き上げ、交付税措置など、永続的に実施可能となるよう、財政的措置の拡充を図ること。【文部科学省】

■ 国への要望について②

■ 「多文化共生推進協議会」の提言（2025年8月26日に提言） [抜粋]

⑤ 外国人学校に対する支援について、外国人学校が果たしている役割を明確に示した上で、公的支援のみならず、企業や市民からの支援が得やすくなるよう、外国人学校が特定公益増進法人の適用を受けられる制度に見直すこと。

さらに、出身国からの支援が少ない外国人学校について、相手国政府に対し、教科書の無償貸与等の支援をするよう、強く要請を行うこと。【外務省、文部科学省】